主

被告人は無罪。

理由

## 第1 本件公訴事実と争点

本件の公訴事実は、「被告人は、平成19年6月12日午後9時ころ、大阪市 A区Ba丁目b番c号C神社南側路上に停車した普通乗用自動車内において、D (当時14年)に対し、その手を払いのけ、その両足を無理矢理開いた上、同女 に覆い被さるなどの暴行を加えて、その反抗を抑圧し、強いて同女を姦淫したも のである。」というものであり、検察官は、Dは、性交に同意しておらず、被告 人は強姦の手段である暴行を加え、強姦の故意を有していたと主張している。

これに対して,弁護人は,被告人が上記日時場所においてDと性交をしたことは争わないものの, 被告人はDと同意に基づいて性交をし, 反抗抑圧に足りる暴行脅迫を用いた強姦行為を行っておらず, 強姦の故意を有していなかった旨主張し,被告人も公判でこれに沿う供述をしている。

そこで、以下、これらの点について検討する。

#### 第2 当裁判所の判断

## 1 証拠上認められる事実

関係証拠(被告人の公判供述,第3回ないし第6回公判調書中の被告人の各供述部分,第2回公判調書中の証人Dの供述部分,Dの検察官調書〔甲4,5。ただし,不同意部分除く。〕,実況見分調書〔甲6,11〕,捜査報告書〔甲7〕など)によれば,以下の各事実が認められる。

### (1) 犯行前の状況

被告人は,本件当時24歳であり,交際相手と同棲していた。Dは,本件当時14歳の中学生であり,本件以前に男性と交際した経験があり,キスをした経験はあった。

被告人は,平成19年6月11日(以下,平成19年中の出来事につい

ては年号の記載を省略する。)午前10時ころ,大阪市E区Fd丁目付近路上を車で通行中,学校(G中学)に行くため制服姿で道を歩いていたDを見かけ,かわいいと思い,声をかけた。

Dは、被告人に誘われて、被告人運転の車に乗り込み、車内で会話をした。会話内容は、Dが中学生であるということ、Dに交際相手がいるかどうか、被告人がDに金を見せて自慢したことなどであった。被告人は、Dに対して、名前を「H」と名乗り、年齢を18歳、出身中学校を、同区内のI中学校と偽った。

車内での会話の中で,被告人が,Dに「付き合おうか。」と言ったところ,Dは「1日待って。」と答え,互いに携帯電話の番号を教え合い,被告人がその日の夜にDに電話をかけることを約束して別れた。Dは,その際,被告人に対して,嫌な感じを受けなかった。

Dは,その後,被告人と別れ,登校した。

被告人は、その日の晩、Dに電話をかけなかった。

Dは,翌6月12日,学校で,友達に,被告人と会ったことを話し,友達に,「かけてみ,かけてみいや。」と言われて,昼ころ,被告人の携帯電話に電話をかけ,なぜ前日に電話をしてこなかったのかを尋ねた。

被告人は,仕事中だったことから,後で被告人からかけ直すことにして, 一度電話を切り,午後6時ないし6時30分ころ,Dの携帯電話に電話をかけた。

Dは,その日の夕方,友人のJ方に行っていた。被告人は,電話で,Dに対し会って話そうと誘い,Dは,最初断ったが,結局会うことになった。その際,Dが帰宅して化粧をしたり,服を着替えたり,風呂に入りたいと言ったことから,会う時間について,約1時間後の午後8時と約束した。

その後、被告人は、Dに電話をかけ、用意ができたか聞くとともに、学校の制服を着てくるように言った。

」は、被告人がDに制服を着てくるように言ったことを知って、Dに対して、被告人と会わないように話したが、結局Dは、大丈夫だと言って、被告人と会うことをやめなかった。

Dは,自宅に戻って風呂に入り,化粧をしたが,制服は着ず,ジャージのズボンにTシャツを着て家を出た。

## (2) 犯行状況

Dは,午後8時過ぎころ,大阪市E区Fe丁目f番所在のK公園で被告人と待ち合わせ,被告人の車の助手席に乗り込んだ。被告人は,すぐに車を発車させ,市内付近をドライブした。

車内で、被告人が、Dに対して、自分と付き合うのかどうか尋ねると、 Dは、付き合うことを承諾した。

その後,被告人は,現場に行く途中の車内で,Dに対してキスをした。 被告人は,大阪市A区Ba丁目b番c号C神社南側路上に車を停めた。 同所北側は神社,南側は大阪市A区内の住宅地である。

被告人の車は,座席が3列あるワンボックスタイプのステーションワゴンであった。

被告人は,Dとセックスをしたいと思い,同女に,後部座席に移ろうと誘った。被告人は,まず後部座席に移動して,2列目と3列目の座席の背もたれを倒し,その後,Dが後部座席に移動した。

被告人は,座った状態でDと少し話をして,寝ころび,Dとキスをした。 Dは,このキスについては,嫌ではなかった。

被告人が、Dのブラジャーのホックを外し、胸をもんでいる際、Dは、「今日はやめとかへん。」「早過ぎひん。」などと言って被告人の肩ないし腕を押した。しかし、被告人は、「いいんじゃない。」などと言って、やめなかった。

被告人は,Dの下着の中に手を入れて陰部を触り,Dは,「今日はやめ

とかへん。」などと言ったが、被告人は、「いいやん。」などと言って続けた(Dは,足を閉じようとしたと供述するが、被告人は,口で言っただけと供述し、争いがある。また,この際、被告人が「入れるまではせえへんから。」と言ったかどうかについても争いがある。)。

被告人は,Dのジャージのズボンとパンツを脱がせた(このとき,Dが足を閉じたり,ジャージを持って脱がされないようにしていたかどうかについては争いがある。)。

被告人が,Dの陰部をなめたかについては,被告人はなめたと供述し, Dははっきりしないと供述をしている。

被告人は、前の座席のハンドル下のポケットからコンドームを取り出し、 ズボンとパンツを脱ぎ、コンドームをはめ、陰茎を陰部に挿入した(この とき、Dが「痛い、今日はやめて。」などと言ったかどうかについては、 争いがある。)。

性交前後,Dが涙を流すことはなかった。

# (3) 犯行後の状況

被告人は,性交後,Dに,「大丈夫か。」などと聞き,Dは,それに対して,大丈夫である旨返答した。

現場を出る前,被告人が,自分の携帯電話に,見知らぬ電話番号から着信履歴があることに気付いて,「だれやろ。」などと言うと,Dは,被告人の携帯電話を見た。

被告人は,DをD方の近くに送っていった。Dは,被告人車を降りたが, すぐには自宅に戻らなかった。

# (4) 警察への通報に至る経緯

」は、午後8時10分ころにK公園に着いたとのメールを最後に、Dと連絡が取れなくなり、「おかしい。」と考えて、午後8時40分ころ、Dの様子を見にK公園に行ったが、Dの姿はなかった。さらに、Jは、Dの別

の友人 L にも K 公園に来るよう連絡し、2人で D を捜したが見あたらなかった。また、D に電話をかけたがつながらず、J は、D は拉致されたと思い、110番通報した。

」は,Dの友人から被告人の携帯電話番号を聞いて,Lが被告人に電話をかけ,「Dをさらったやろう。」などと言って問いつめた。

Dは,午後9時30分ころ,」に,「ごめん,今帰っているところ。」というメールを送り,」がDに電話をかけると,Dは,「別に何もなかった。」と話した。

Dの友人Mは,Dが被告人と会ったことを知った上で,Dに電話をかけ,「犯されたん。」と聞き,Dは,最初は何もないと言っていたが,その後,「うん。」と返事をした。

」は、Mから、Dが犯されたと聞いて、Lにそれを伝え、Lは、電話で、 被告人に対して「犯したやろう。」などと言って問いつめた。

被告人は,Dに電話をかけて,「何で俺がそんなことを言われなあかんねん。友達に電話するのやめさせ。」などと話し,Dの友達からの電話について話し合うため,D方の近くで会うことにした。その後,被告人とDは会ったが,このとき,被告人は,「何で犯されたって言ったんや。」「何で付き合ったん。」などと言い,Dから,別れると言いだし,2人は別れることになった。被告人とDは,その後,連絡をとっていない。

Dは,警察から携帯電話に,今から迎えに行くから,という連絡が入り, Lと警察官が一緒に来たので,同日E警察署に行った。

# 2 D及び被告人の争点に関する供述要旨

# (1) D供述

被告人が,車の後部座席で私にキスをした後,ブラジャーのホックを外してきたとき,私は,ブラジャーを押さえ,被告人が陰部に手を伸ばしてきたとき,足を閉じたりした。被告人には,「入れるまではせえへんから。」と言

われた。私は,足に力を入れていたが,ジャージのズボンとパンツを脱がされ,閉じていた足を開かれて,セックスされた。被告人に陰茎を陰部に押しつけられ,「痛い,今日はやめて。」と言ったが,やめてくれず,挿入された。

# (2) 被告人の捜査段階の供述

Dのプラジャーのホックを外したところ,Dが私を両手で押すような仕草をして「今日はやめよう。」などと言った。Dには,セックスをするつもりはないのかもしれないと思ったが,「いいやん,大丈夫やから。」などと言って手を払って揉み続けた。また,ズボンの中に手を入れようとすると,Dは,手首をつかんで「やめよう。」と言ってきたが,多少無理をして続ければ大丈夫だろうと思い,ズボンの中に手を入れて陰部を触った。Dが両足に力を入れて股を閉じていたので触りにくかった。反対の手で無理やり開かせて触った。私は,「ええやん。入れるまではせえへん。」と言ってDの頼みを無視し続けた。ズボンとパンツを脱ぎコンドームを付け,Dが「本当にやめよう。」といって両手で陰部をかくし足を閉じていたのを,膝を持って両手で足を開き,覆い被さった。Dが「痛い。やめて。」と叫ぶように言ったが,性欲を満たすため,陰茎を陰部に押しつけ,挿入した。私は,Dが嫌がっていたのを分かりながら,無理やりセックスをした。

#### (3) 被告人の公判供述

後部座席に来たDにキスをし、服の上から胸と下腹部を触ったが、そのときは嫌だとかやめてとか言われていない。その後、胸を触ったときに、「今日はやめとかへん。」と言われて片手で、肩をくっと押された。「いいんじゃない。」などと答えると、Dは黙った。服の中に手を入れて下腹部を触っているとき、また「今日はやめとかへん。」と言われた。このとき、手で押すようなそぶりはなかった。私がいいやん、というと、Dは何も答えなかった。ジャージとパンツを脱がせるとき、Dが手でつかんで脱がされないようにしたということはなく、Dが腰を浮かせたのですんなり脱がせることが出来た。

私はDの陰部をなめ、そのときDは嫌がる様子はなかった。私は、途中でコンドームをつけ、Dの陰部に陰茎を挿入したが、Dが痛がる様子はなかった。

#### 3 各供述の信用性

(1) D供述に関する事情

積極的に働く事情

- i Dは,当時14歳の中学生であり,本件以前に性交をした経験があるとはうかがわれず,たとえ付き合っている相手でも,性交を求められてこれを拒絶しても不自然ではない。被告人とDが性交をした場所は,神社横の路上に駐車中の車内である上,通行人から容易に見られるおそれがある場所であり,初めて会ってからまだ2日目で,せいぜい1時間程度前に交際を決めた被告人との性交を受け入れることに抵抗を覚えるというのは合理的である。
- ii 上記のとおり, Dが, 被告人に対して, 今日はやめておこうという趣旨 の発言をしたことについては争いがなく, この事実は, Dが性交に同意しておらず, これを拒んだことと沿うものである。
- iii Dは,本件の直後,友人から「犯されたん。」と聞かれて肯定し,その日のうちに警察に出向いている。Dが,被告人と別れた後,すぐ家に入らなかったという点も,Dが性交を受け入れていなかったことと符合するものである。
- iv Dは,捜査段階から,被告人とキスをすることまでは受け入れていたことを認め,当公判廷においては,弁護人から質問を受けて,被告人に会う前に身支度を整えたことなども認めており,自己に不利益に働くとみられる事実を認めている。

#### 消極的に働く事情

i Dは,後部座席に行くとき,体に触られること,セックスは予想しなかったと供述するが,被告人とは,現場に行くまでの間にもキスをしている

こと、後部座席に行くときには、座席が倒されていて、横になりやすい状況になっていたこと、被告人に言われてすぐに寝転がったことをDが認めていること、キスは任意に受け入れていることを考慮すると、体に触られることを予想していなかったというのは不自然ともみられる。

- ii Dは,通行人から容易に見られうる公道上で,キスをしたりすることまでは承諾しており,その当時まで,被告人に対し,不快感,嫌悪感は持っておらず,被告人と交際することを承諾していた。
- iii Dは,捜査段階では,当初,後部座席に移動してから被告人が座席を倒していたと供述していたが,その後,被告人が座席を倒してから後部座席に移動したと供述するようになっており,供述内容に変遷がある。
- iv Dは,親に対して,交際相手がいたことはないと説明しており,また,本件当日は,母親が外出しており,外に出るなと言われていたのにそれに背いて外出していること,また,友人のJが本件に先立ってDの意向を確認することなく警察に通報していることなどに照らすと,被告人の行為を過大に供述する要因があるともみられる。

# (2) 被告人の捜査段階の供述に関する事情

積極的に働く事情

- i 被告人の検察官調書の内容の中核部分は,Dの供述と符合している。
- ii 検察官調書の内容には,必ずしもDの供述に現れていない事実や,Dの 供述に沿わない事実も含まれており,同調書が警察官を含む取調官の誘導 の産物であるとはいえない点もみられる。

### 消極的に働く事情

i 警察では,供述が押しつけられた疑いがある(警察官自身,公判で,被告人に反省させる意味からも,被告人の供述調書は強めに取っていると供述している。)上,検察官取調べについても,その影響を除去するために何らかの措置がとられたと認めることはできない。

ii 当公判廷において現れた被告人に有利な事実が十分に録取されていない。

## (3) 被告人の公判供述に関する事情

## 積極的に働く事情

Dが被告人との交際に積極的であり、本件直前に、被告人がDに対して付き合うかどうか尋ねてDが承諾していること、Dが、車の後部座席で横になってキスをすることを受け入れていたことに照らせば、Dが、被告人との性交を最終的に受け入れたとしても不自然ではない。

# 消極的に働く事情

- i Dが被告人に対して,今日は性交はやめておこうという発言をしたこと 自体は争いがなく,それにもかかわらず,Dが性交を受け入れるに至った 原因が十分に説明されていない。
- ii Dが当時14歳の中学生であり,たとえ交際している相手であっても,性交を拒絶して不自然ではない。被告人自身,Dが男性とキスをしたこと,付き合ったことがあると聞いたとは供述しているが,セックスをしたことがあると聞いたとまでは供述していない。

#### (4) 信用性の判断と認定事実

以上を総合すると、被告人がDの陰部を触ろうとした際に、Dが足を閉じたこと、性交の前に、Dが「今日はやめて。」と言い、足を閉じていたが、被告人は、「入れるまではせえへん。」と言うなどし、Dの足を開け性交したとのDの供述の信用性は高く、この点に関する被告人の公判供述は採用できない。

他方,その際の被告人の内心に関する被告人の捜査段階の供述の信用性判断には,慎重な考慮が必要と解される。

以上の点及び前記1(証拠上認められる事実)によれば,本件公訴事実中, 被告人が本件現場で,Dに対し,その両足を開いた上,同女に覆い被さり, 同女と性交した事実は認められる。なお,Dの手を払いのけた点は,Dは公 判で供述しておらず,この点についての捜査段階の被告人供述の信用性には 慎重な考慮が必要とされることに照らすと,証拠上認定することはできない。

4 争点に対する判断

以上を前提に、強姦の成立について検討する。

(1) 争点 (Dの同意について)

上記のとおり, Dは,被告人に対して今日は性交をやめておこうという発言をし,また,足に力を入れて閉じるなど拒絶する態度を示していることが認められる。 Dが14歳の中学生であり,被告人とは本件前日に初めて知り合い,付き合い始めたのも本件当日であることなどにかんがみれば, Dが性交に同意していなかったことは認められる。

(2) 争点 (反抗を著しく困難にする程度の暴行について)及び争点 (強 姦の故意)について

認定に積極的に働く事情

- i Dは,性交しようとしていた被告人に対し,本件性交前に「今日はやめとかへん。」などと言っていた。
- ii 被告人は,Dの陰部に手を伸ばした際,閉じていたDの足を開き,Dが足を閉じているにもかかわらず,ジャージのズボンとパンツを脱がせ,Dの閉じている足を開いた。
- iii Dは,本件当時14歳であり,性交が行われた時刻は午後9時ころで, 場所は,神社横の路上に停めた自動車内であった。

認定に消極的に働く事情

- i Dから,被告人に本件当日の昼に電話をかけ,なぜ前日の夜連絡をして こなかったのか尋ねており、Dも被告人との交際に対して積極的であった。
- ii Dは,本件当日,被告人に会う前に,化粧,着替え及び入浴をして身支度を整えており,被告人もそのことを認識していた。

- iii 本件直前,被告人は,車の中で,Dに付き合うか尋ね,Dがこれを承諾しており,性交を受け入れたものと被告人が考えても不自然ではない人的関係にあった。
- iv 被告人は,本件現場に行くまでの間にDとキスをし,本件現場において, 後部座席にDを誘い,後部座席を倒した後に,Dは後部座席に移動して, 任意に寝転がり,被告人とキスをしている。そうすると,Dは,被告人と は,強く抵抗することが困難な関係にはなく,被告人の方も,Dの抵抗に 対して多少強引に迫れば,Dもあきらめ,同意により性交できると期待し ても不自然ではない。
- v Dの公判供述によっても、「やめて。」というのは、被告人に聞こえる程 度の声であり、叫ぶなど強い拒絶の様子を示したとまでは認められない。
- vi その抵抗の態様は、被告人の肩ないし腕を手で押さえたり、上記のとおり、容易に開かれる程度に足を閉じていたと言うに止まる。ジャージのズボンとパンツを脱がされる際も、ズボンを軽く持っていたと言うにとどまり、パンツを脱がされるときには、パンツを持っていない。
- vii ジャージのズボンとパンツには,脱がされるに際して破れた形跡はなく,D自身「あっさりと私の両足を開き」と供述しており,足を固く閉じていたとまでは認められないし,開かれた後,必死で抵抗したとの状況ではなかった。
- viii 本件自動車を運転し,本件現場に停車した被告人は,本件現場がDと待ち合わせをした場所やDの通う中学校から1キロメートル前後の距離にある,南側は住宅地となっている公道上であることは認識していたとみられる。

#### 結論

前記 によれば,前記 の諸点を考慮しても,被告人がDの足を開く行為 及びDに覆い被さる行為が,反抗を著しく困難にする程度の有形力の行使で あるとは認めがたい(被告人が性交前にDに「入れるまではせえへん。」と言ったとしても、それは、Dの抵抗を弱める意味があり、非難されるべき言動ではあるが、この言葉自体が反抗を著しく困難にする脅迫あるいは、前記有形力の行使をして反抗を著しく困難にする暴行にまで至らしめるものとはいえず、上記認定を左右するものではない。)。被告人は、Dが拒否的な態度を示しつつも、最終的には大きな抵抗もないことから、自己との性交を消極的ながら受け入れていたと誤信していた疑いは払拭できない。

## 第3 結論

以上によれば、被告人の行為は、前日に知り合ったばかりの14歳の中学生に 公道上に停めた自動車内で性交するという社会的には不相当な行為であり、人間 として深く反省すべき点があるのは明らかであるが、刑法上の強姦罪の成否とい う観点からは、被告人がDに対してその反抗を著しく困難にする暴行を加えたと は認められず、また、強姦の故意があったとも認めることはできない。よって、 結局本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法33 6条により被告人に対し無罪の言渡しをする。

(求刑 - 懲役5年)

平成20年6月27日

大阪地方裁判所第13刑事部

裁判長裁判官 横田 信之

裁判官 赤坂 宏 一

# 裁判官 鮫島 寿美子